

防整整第12417号  
令和7年5月27日  
一部改正 防整整第15290号  
令和7年6月27日

各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
熊本防衛支局長 殿  
名護防衛事務所長

整備計画局施設整備官  
( 公 印 省 略 )

標準図等活用方式で発注する建設工事における積算手法について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、令和7年6月1日以降から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、建設制度官、提供施設計画官、各地方防衛局総務部長

## 1 目的

防衛省における建設工事では、防衛力整備計画の隊員の勤務環境改善等の観点から早期に効果を発生させる必要があること、前年度に入札公告した設計業務等の入札不成立などにより、同一年度に「設計」及び「工事」を発注する必要が生じている、また、前年度に設計業務を発注したものの、再公告等の影響により設計進捗の遅れなどから、工事を標準図等活用発注方式で実施することが必要になっているところである。

標準図等活用発注方式の場合、発注時点と設計完了時点とでは、施工条件や積算条件（仕様・数量等）に大幅な変更が生じるおそれがあり、入札参加者には、当初発注時の積算や設計完了後の契約変更時の積算手法を適切に理解して入札してもらう必要があることから、積算手法に関する事項の特記仕様書への記載について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 当初発注時の積算

当初発注時は、数量表に記載した数量及び仕様により工事費の算出を行い、その積算方法は、積算基準類等により算出する。ただし、見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行について（防整整第703号。令和7年1月17日）の適用条件に該当する場合は、同文書に基づき、必要な事項を特記仕様書に明記すること。

## 3 変更契約時の積算

### （1）材料等の価格等

変更契約時の単価及び価格は、原則として原契約のものとし、新規項目については、変更契約時の最新の現場渡し価格とする。また、単価及び価格は、消費税等相当額を含まないものとする。

### （2）工事費の変更契約における見積価格の採用について

工事費の変更契約を行うに当たり、新たな項目を追加する場合又は当初の条件を大幅に変更する場合における変更契約時の単価及び価格は、積算基準類等により算出した単価及び価格と受注者の実勢価格との乖離があり、受注者から提出された見積の単価及び価格の妥当性が確認できる場合は、見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行について（防整整第703号。令和7年1月17日）に準じて受注者から提出された見積価格を採用することができるものとする。

新たな項目を追加する場合又は当初の条件を大幅に変更する場合に行った受発注者間での見積活用のための協議等の過程や結果については、工事打合せ簿を作成すること。

なお、当初の条件を大幅に変更する場合とは、整備内容、施工条件、機器等の仕様等の変更及び工種の追加などこれに類する変更を想定している。

#### 4 特記仕様書への記載例

特記仕様書には、建設工事標準図等活用発注指針について（防整技第7394号。28.4.1）に基づく記載内容の他、次の内容を明記する。

##### 【当初発注時の積算】

- 本工事は、配付された標準図などの図面から数量を拾い積算を行わず、あくまでも数量表に記載した数量及び仕様により工事費の算出を行う。

本工事における積算方法は、当省が公表している積算基準類等により算出している。

（ただし、標準図等活用発注方式でない場合においても、見積活用方式を適用し、積算を実施している場合は、見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行について（防整整第703号。令和7年1月17日）に基づき、必要な事項を特記仕様書に明記すること。）

##### 【設計完了に伴う変更契約時の積算】

- 工事費の変更契約を行うに当たり、新たな項目を追加する場合又は当初の条件を大幅に変更する場合における変更契約時の単価及び価格は、積算基準類等により算出した単価及び価格と受注者の実勢価格との乖離があり、受注者から提出された見積の単価及び価格の妥当性が確認できる場合は、見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行について（防整整第703号。令和7年1月17日）に準じて受注者から提出された見積価格を採用することができるものとする。

新たな項目を追加する場合又は当初の条件を大幅に変更する場合に行った受発注者間での見積活用のための協議等の過程や結果については、工事打合せ簿を作成すること。

なお、当初の条件を大幅に変更する場合とは、整備内容、施工条件、機器等の仕様等の変更及び工種の追加などこれに類する変更を想定している。

変更契約時の協議及び積算作業については、付紙のフロー図を参考に実施する。

#### 5 特例

本指針により難しい場合は、整備計画局施設整備課長と調整の上、実施するものとする。

変更契約時の協議及び積算作業のフロー図

